

# 大和高田市法令遵守推進条例（仮称）の制定に向けて

## 1. 背景

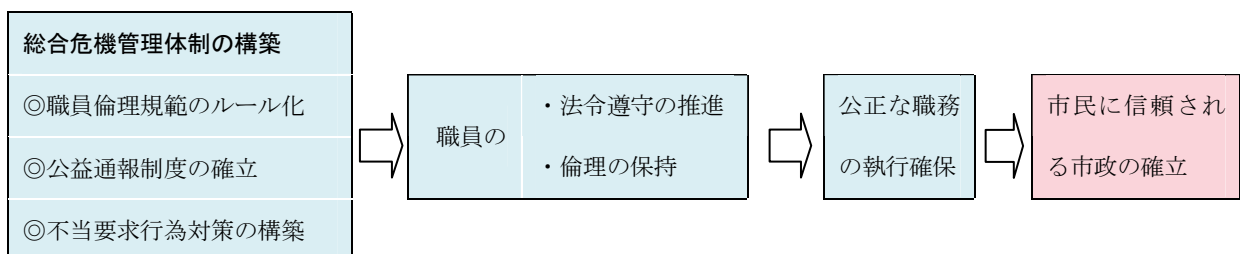
社会経済情勢の急激な悪化に伴う地方公共団体の財政状況の悪化により、事務事業を執行していく上での予算上の制約が大きくなる中で、市民のニーズを的確に把握し、限られた予算をより効果的に配分し、市民の理解を得ながら行政を推進していくためには、それに携わる職員が、法令を遵守し、公正に職務を執行することによって市民から信頼されるものでなければなりません。しかしながら、全国的には特別職を含む自治体職員の不適切な職務執行の事例が多発しており、これを防止するためには、職員の法令遵守及び倫理の保持について組織的に取り組む体制を整備する必要があります。

本市においては、平成15年度に「大和高田市不当要求行為等の防止に関する要綱」を、平成19年度に「業務に関する要望等に対する職員の対応要綱」を制定し、職員に周知徹底を図るとともに、不当要求行為等、業務に関する要望等に対して組織的に取り組むことにより公正な職務の執行に努めてきたところですが、前述した状況を踏まえ、要綱で定めた不当要求行為等、業務に関する要望等に対する組織的対応を条例化することにより、職員はもとより市民に対し法令の遵守に組織的に取り組む体制を明らかにすることによって、市民から信頼される市政の確立を図るものです。

## 2. 目的

この条例は、職員の法令の遵守を推進し、倫理を保持することにより、透明性の高い公正な職務の執行を確保し、もって市民に信頼される市政を確立することを目的とします。

コンプライアンスは、「不祥事の再発防止」というような一時的な対応のものとするべきではなく、自治体活動さらには自治体法務の底流にあるものと認識しなければなりません。



## 3. より実効性を求めて内部執行体制の確立

- (1) 職員の法令遵守や倫理の基本的な心構えや責任として果たさなければならない指針を示します。

- (2) 市役所内における特定要求行為、不当要求行為及び内部公益通報への体制を整備します。
- (3) 公正な職務の執行の確保のための内部執行体制を整備します。
- (4) 条例施行までに条例の運用マニュアル等を作成し、外部講師による職員への説明会を開催し、制度について周知します。

#### 4. 条例制定までのスケジュール（平成22年度～平成23年度）

項目	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
条例施行														▲
職員周知規則制定											→	→	→	
第三者委員会委員人選												→		
条例提案・可決											▲			
法令審査会										△				
部長会議	△									△				
市民会議								→	→	→	→	→	→	→
市民公募等				→										
職員会議		→	→	→										
職員公募	→													
市長協議	随時									→				
課内打合せ	随時										→			

#### 5. 施行期日 平成23年12月1日予定（9月議会での提案・可決の場合）

※12月議会での提案・可決となった場合は、平成24年4月1日施行

#### 6. 市民会議〔大和高田市法令遵守推進条例（仮称）策定市民会議〕

##### ◎設置目的

条例の制定に当たり、公募による市民代表者、学識経験者、市職員の意見を聴く。

◎検討事項

- ・職員会議で作成した条例素案についての意見聴取
- ・条例内容の検討

7. 職員会議〔大和高田市法令遵守推進条例（仮称）庁内検討会議〕

◎市役所内部組織で構成する職員会議

- 会長 磯部昌淳（企画法制課長）
- 副会長 村上 裕（人事課長）
- 委員 公募による市職員15人以内

◎検討事項

- ・大和高田市の現状を踏まえての条例素案の内容の検討
- ・条例素案の策定
- ・運用面（予防・対応策等）の検討

8. 先進自治体の条例制定状況

自治体名	条例名	制定日	不当要求	公益通報
松江市（島根）	松江市法令遵守推進条例	平成21年7月3日	●	—
京都市（京都）	京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例	平成19年6月8日	●	—
奈良市（奈良）	奈良市法令遵守の推進に関する条例	平成19年3月30日	●	—
嬉野市（佐賀）	嬉野市法令にのっとった公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例	平成18年4月3日	●	—
丸亀市（香川）	丸亀市法令遵守条例	平成17年9月22日	●	—
清須市（愛知）	清須市不当要求行為等防止条例	平成17年7月7日	●	—
豊田市（愛知）	豊田市法令遵守推進条例	平成17年3月29日	●	—
近江八幡市（滋賀）	近江八幡市コンプライアンス条例	平成13年3月28日	●	—
国分寺市（東京）	国分寺市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例	平成19年6月29日	—	●
新宿区（東京）	新宿区公益保護のための通報に関する条例例	平成18年6月19日	—	●
多治見市（岐阜）	多治見市職員による公益通報に関する条	平成16年12月18日	—	●
杉並区（東京）	杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例	平成16年3月19日	—	●

鹿沼市（栃木）	鹿沼市職員等公益通報条例	平成 15 年 12 月 26 日	—	●
千代田区（東京）	千代田区職員等公益通報条例	平成 15 年 7 月 2 日	—	●
明石市（兵庫）	明石市法令遵守の推進等に関する条例	平成 22 年 3 月 26 日	●	●
寝屋川市（大阪）	寝屋川市法令遵守に関する条例	平成 21 年 3 月 25 日	●	●
滝川市（北海道）	滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例	平成 21 年 3 月 24 日	●	●
新発田市（新潟）	新発田市政における法令遵守の推進等に関する条例	平成 21 年 3 月 11 日	●	●
福知山市（京都）	福知山市における法令遵守の推進等に関する条例	平成 20 年 3 月 27 日	●	●
瑞穂市（岐阜）	瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例	平成 20 年 3 月 25 日	●	●
旭川市（北海道）	旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例	平成 19 年 12 月 3 日	●	●
三次市（広島）	三次市における法令遵守の推進等に関する条例	平成 19 年 10 月 1 日	●	●
長浜市（滋賀）	長浜市公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例 ★外部公益通報を含む。	平成 19 年 9 月 25 日	●	●
生駒市（奈良）	生駒市法令遵守推進条例	平成 19 年 6 月 25 日	●	●
呉市（広島）	呉市における法令遵守の推進に関する条例	平成 18 年 12 月 25 日	●	●
甲賀市（滋賀）	甲賀市法令遵守の推進条例	平成 18 年 12 月 22 日	●	●
神戸市（兵庫）	神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例	平成 18 年 9 月 20 日	●	●
石巻市（宮城）	信頼される市政のためのコンプライアンス条例	平成 18 年 3 月 24 日	●	●
大阪市（大阪）	職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例	平成 18 年 3 月 31 日	●	●
新潟市（新潟）	新潟市法令遵守の推進等に関する条例	平成 17 年 7 月 1 日	●	●
長岡京市（京都）	長岡京市における法令遵守の推進に関する条例	平成 16 年 3 月 5 日	●	●
京田辺市（京都）	京田辺市職員倫理条例	平成 19 年 3 月 27 日	—	—
吉野川市（徳島）	吉野川市職員倫理条例	平成 18 年 9 月 28 日	—	—
名古屋市（愛知）	名古屋市職員の倫理の保持に関する条例	平成 16 年 3 月 26 日	—	—
和泉市（大阪）	和泉市職員倫理条例	平成 15 年 12 月 29 日	—	—
真岡市（栃木）	真岡市職員倫理条例	平成 15 年 9 月 29 日	—	—
※国	公益通報保護法	平成 16 年 6 月 18 日	—	●

## 9. 条例の構成（案）

1 総則	①目的 ②定義 ③公務員倫理（職員の責務・管理監督者の責務・任命権者の責務・市民等の責務）
2 第三者委員会	①法令遵守審査会（仮称）の設置 ※市職員以外の法律などに詳しい方による審査委員会 ②審査会の職務
3 公益通報	①通報の対象となる事実 ②通報できる者 ③通報の方法 ④公益通報に関する調査・必要な対応策 ⑤公益通報者の保護 ⑥不利益を受けた者に対する取扱い
4 特定要求行為、不当要求行為	①特定要求行為の記録 ②不当要求行為に関する調査・対応策
5 庁内体制	①法令遵守対策委員会（仮称）の設置 ※市職員で構成する市内部の会議 ②対策委員会の職務
6 補則	